

- 令和8年1月13日から、条件付き一般競争入札制度の見直しが実施されます。

遊佐町役場総務課

本町の公共工事における入札制度については、平成24年4月1日より条件付き一般競争入札の試行導入を行い、入札手続きにおける透明性の確保、公正な競争の促進、適正な施工の確保に取り組んでまいりました。

今般、試行導入から10年以上が経過し、この間に制度の見直しを行いながら取り組み、一定の定着が図られたことから、試行導入の期間を終え本格的な導入を行うため、制度内容について見直しを検討した結果、従来の「遊佐町条件付一般競争入札試行実施要綱」を廃止し、令和8年1月13日付けで新たに「遊佐町条件付き一般競争入札実施要綱」を制定し、本要綱に基づき入札を実施することになりました。

○主な変更点

今般の新要綱制定に伴い、条件付き一般競争入札の対象となる工事種別が追加され、対象金額が変更になりました。

・旧要綱

対象工事

- ①土木一式工事 1件の設計金額が500万円以上
- ②建築一式工事 1件の設計金額が500万円以上

・新要綱

対象工事

- ①土木一式工事 1件の予定価格が500万円を超える工事
- ②建築一式工事 1件の予定価格が500万円を超える工事
- ③電気工事 1件の予定価格が2,000万円を超える工事
- ④管工事 1件の予定価格が2,000万円を超える工事
- ⑤ほ装工事 1件の予定価格が2,000万円を超える工事
- ⑥上記以外の工事 1件の予定価格が1億円を超える工事